

# (仮)石狩市次世代育成支援計画の基本的考え方

## 1 「次世代育成支援行動計画」としての考え方

### (1) 計画の背景・必要性

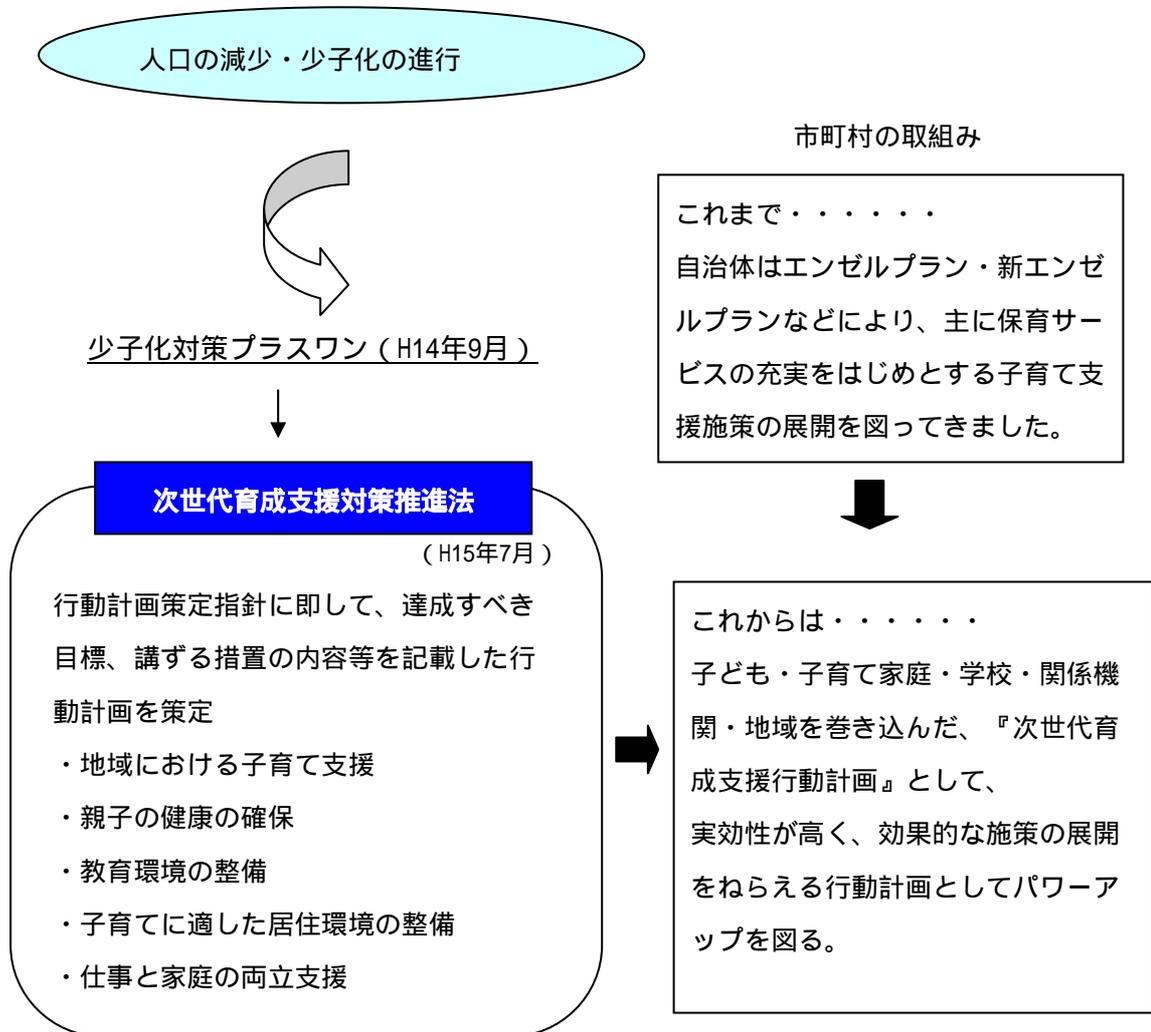
わが国における急速な少子化の進行は周知のとおりであり、社会経済全般に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。近年では、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が認識され、今後少子化はより一層進行するとの見通しがなされています。

国では、平成11年12月に、中長期に進めるべき総合的な少子化対策の指針となる「少子化対策基本方針」の決定と、「重点的に実施すべき対策の具体的実施計画(新エンゼルプラン)」を策定し、平成16年度を目標年度とした各施策の推進を図ってきました。

さらに、少子化の流れを変えるため、平成14年9月に、子育て支援対策をもう一段階高める「少子化対策プラスワン」を策定し、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心だった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域にける子育て支援」、「社会保障による次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。また、これを踏まえ、平成15年7月には、少子化に的確に対処するための基本的施策を定めた「少子化対策基本法」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法改正法」が、そして、企業や自治体における10年間の集中的・計画的な取組みを促進するため「次世代育成支援対策推進法」(以下「法」という。)が成立し、同法においては、市町村に次世代育成支援対策に関する「行動計画」の策定を義務づけるなど、少子化対策への市町村の責務もより明確になったといえます。

このようなことから、本市では、社会全体で子育てを支える体制の整備を目指し、平成10年3月に「石狩市総合福祉計画(児童家庭計画)」(平成16年度まで)を策定し、計画的な施策の推進に努めてきていますが、平成17年度のスタートに向けて新たに策定する(仮)「石狩市次世代育成支援計画」は、その立法趣旨を十分に踏まえ、従来の「児童家庭計画」を、法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、策定することとしています。

## 施策動向フロー



### (2) 「エンゼルプラン」を包含した「次世代育成支援行動計画」

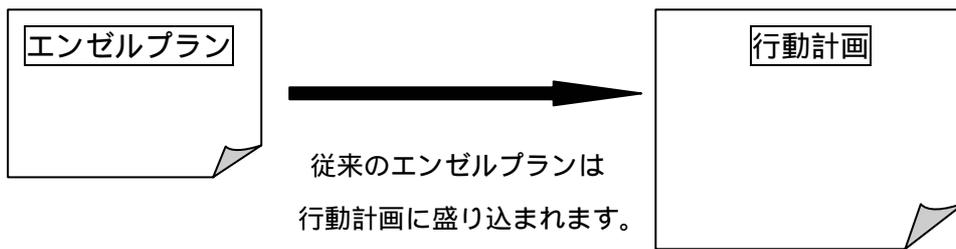
次世代育成支援行動計画の策定の方向は、

子どもの生きる力を伸ばし、子どもの権利を第一とする。  
子どもの育つ環境と家庭や地域の“育てる力”の再構築  
保育所と保育サービスのあり方の再構築  
子育てにも、仕事にも、“男女共同参画”の意識づくり

といった児童育成計画（エンゼルプラン）の基本的な考え方を踏まえつつ、「子どもを取り巻く環境を総合的にとらえた計画」という視点がますます強く打ち出されて

います。これは、行動計画策定におけるプロセスを重視した手法が求められているということであり、計画策定時における住民参加を基本に、地域のあらゆる行政施策を“子育て・子育て環境”の側面から見直し、それらを統合した効果的な行動計画策定が必要と考えられます。

なお、従来のエンゼルプランにある「保育所整備・保育サービスの充実」については、行動計画においても当然盛り込まれることになります。



エンゼルプランの方向を踏まえつつ、対策推進法に定められた施策の領域に即した、施策の方向を定め、より実効性を高めるように発展させることがポイントです。

### (3) 計画の対象

従来の児童育成計画（エンゼルプラン）では、対象年齢は小学校低学年までの子ども（概ね9歳）とその家庭を対象としていましたが、次代の母親・父親になる人材の育成、男女共同参画社会づくりなども視野に入れるなど、幅広い年齢設定が必要です。

これから母親・父親になる世代を取り巻く環境等を考慮し、概ね18歳までの子どもを対象とした計画づくりをめざします。

## 2 計画策定の基本的な視点

### (1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このようなことから、次世代育成支援対策においては、子どもの幸せを最優先に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が必要です。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは時代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成、すなわち“子育て”のための取組が必要です。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、次世代育成支援対策の推進においては、多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、国、道及び市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

### (5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

( 6 ) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者もあるなど、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、地域の公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

( 7 ) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の質的向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みも進めることが必要です。

( 8 ) 地域特性の視点

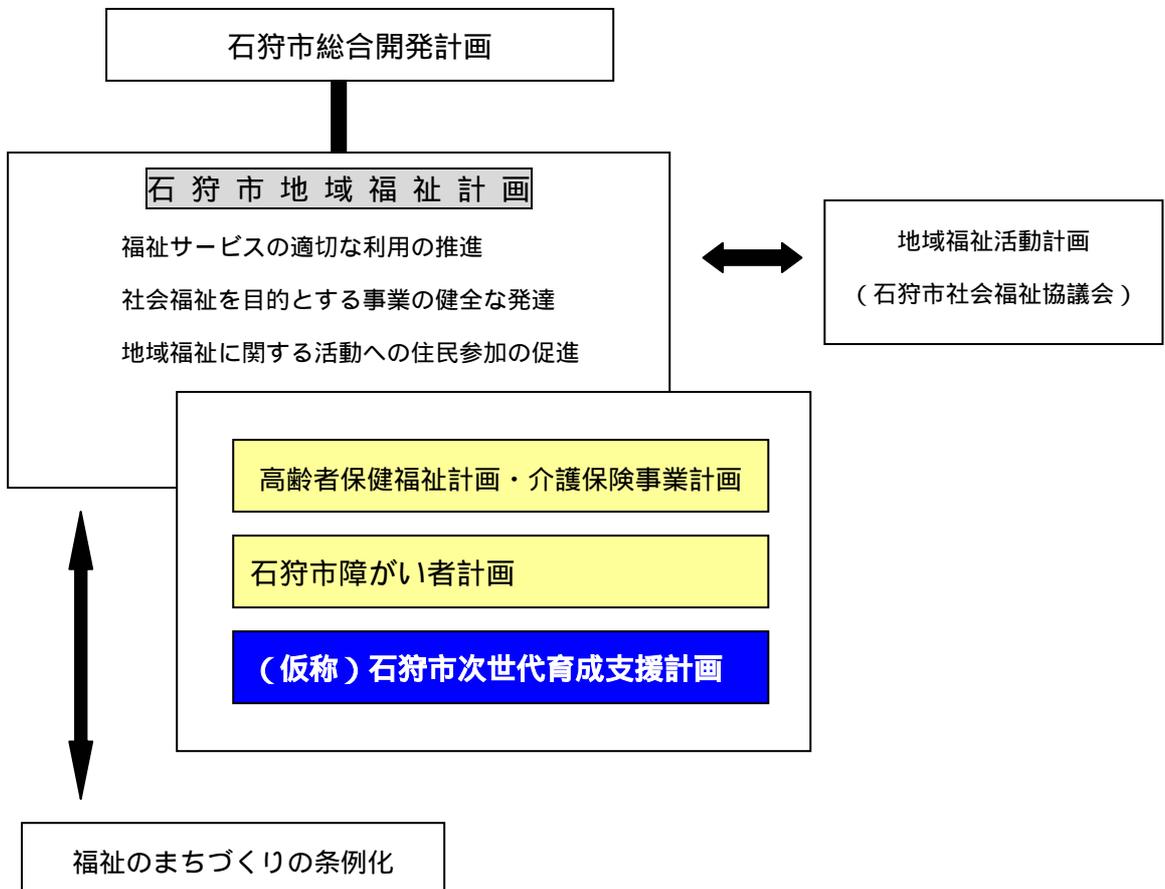
本市の人口構造や産業構造をはじめ、社会資源の状況など地域の特性を十分に把握し、本市の地域の特性を踏まえた特色ある取組を進めていくことが必要です。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、対策推進法に定める市町村が行うべき次世代育成支援対策に関する本市の「行動計画」であるとともに、次期「石狩市総合開発計画」の児童福祉分野における具体的な計画（施策）としての役割を担うものです。

また、今回本計画と同じく策定に着手しました「地域福祉計画」及び「障がい者計画」との次世代育成支援に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものとする必要があります。

<イメージ図>



## 4 計画策定の時期及び期間

### (1) 計画策定の時期

市町村行動計画に係る規定は平成17年4月1日から施行されることから、本計画は平成16年度中に策定することが必要です。

### (2) 計画の期間及び見直しの時期

本計画は、5年を1期とするものとされているため、第1期（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間として策定します。

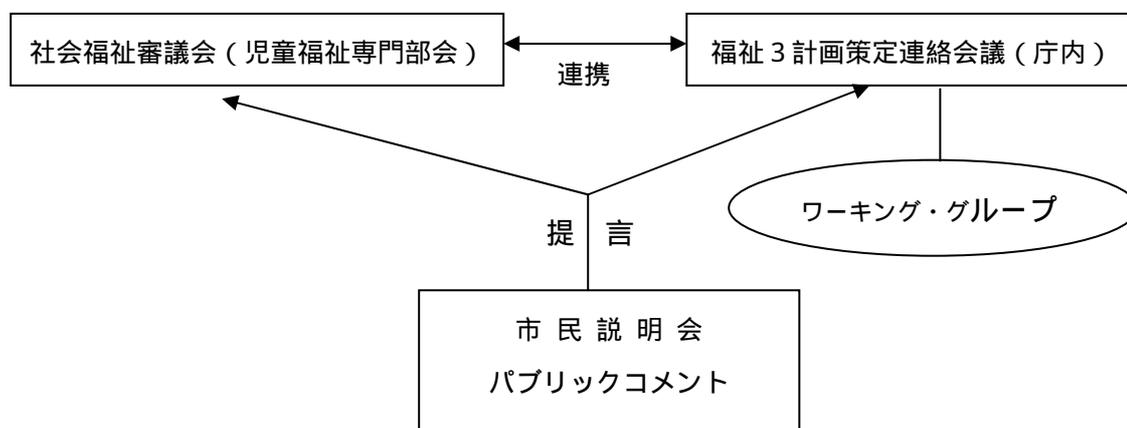
また、本計画は5年ごとに策定するものとされていることから、第2期（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行い、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定します。

## 5 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、石狩市社会福祉審議会（児童福祉専門部会）を策定委員会とし、行政内部の横断的な連絡会議との密接な連携を図ります。

また、幅広い市民意見を取り入れるため、市民説明会等や広報・ホームページを活用したパブリックコメント（事情聴取）も実施することとします。

なお、法第21条第1項に基づく次世代育成支援対策地域協議会（「地域協議会」という。）の組織・設置については、今後、福祉関係機関・団体等と協議し検討を進めていきます。



## 6 計画の内容に関する事項

本計画の策定にあたっては、「行動計画策定指針」による基本理念を踏まえ、法第8条第1項に掲げる施策の領域に沿って、本市の実情に応じた施策を盛り込むことが必要です。

また、各施策の目標設定にあたっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り具体的な目標を設定することが必要となります。

### 【基本理念】（「行動計画策定指針」から）

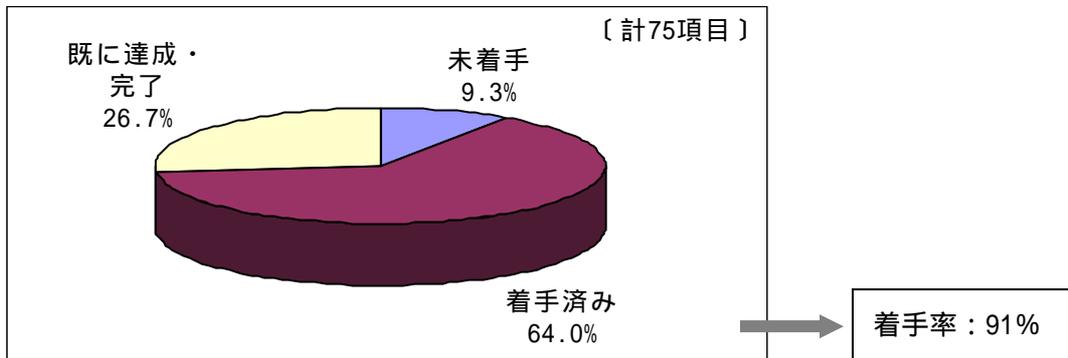
次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるように配慮して行われなければならない。

### 施策の方向

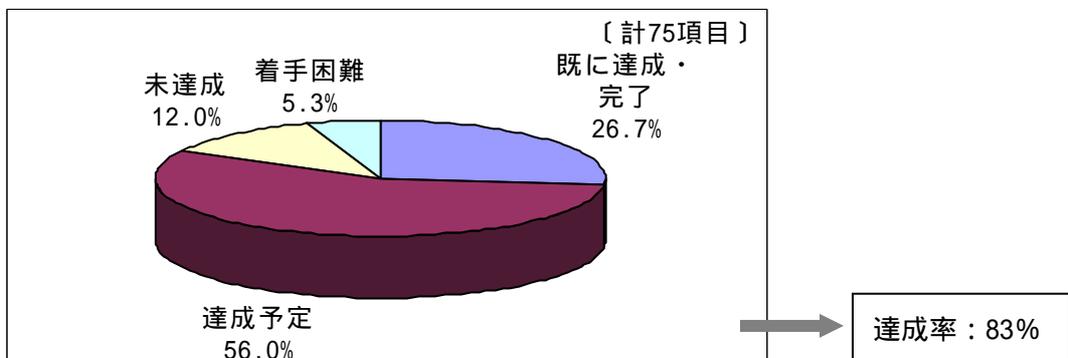
基 本 的 方 向	施 策 区 分
1 地域における子育て支援	地域における子育て支援サービスの充実 保育サービスの充実 子育て支援ネットワークづくり 児童の健全育成
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	子どもや母親の健康の確保 「食育」の推進 思春期保健対策の推進 小児医療の充実
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	次代の親の育成 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 子育てを支援する生活環境の整備	良質な住宅及び良好な居住環境の確保 安全な道路交通環境の整備 安心して外出できる環境の整備 安全・安心まちづくりの推進
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 仕事と子育ての両立の推進
6 子ども等の安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	児童虐待防止対策の充実 母子家庭等の自立支援の推進 障害児施策の充実

# 1 現計画の事業進捗状況について

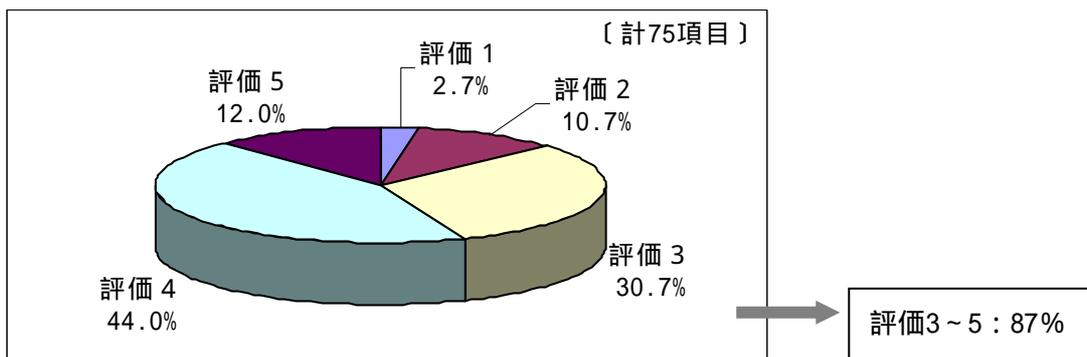
## (1) 施策の着手・進捗状況



## (2) 達成の見通し（平成16年度末までの）



## (3) 達成度合い評価



## (4) 未達成の理由（未達成：13項目）

- ・実施主体がない：1項目
- ・ニーズが変化した：1項目
- ・その他：10項目

## 2 平成16年度までに達成困難な施策

施 策 項 目		状 況
2 エ．小中学生の意識づくりの推進	学校教育との連携により、小中学生に対し、子育てをする際、男女が共に支えあうことが大切であるという意識づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部実施 (学校において知識を教えるだけでなく、家庭と共に子どもの価値観や社会的規範などの人格形成が大きな役割を担っていることを教えている。)</li> <li>・市内全域においては未達成</li> </ul>
2 イ．家庭奉仕員派遣制度の周知	ひとり親家庭に対して家事や子育て支援を図るため、北海道の家庭奉仕員派遣制度を周知します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知済み (平成15年度の母子及び寡婦福祉法の一部改正により、実施主体が北海道から市の施策として改正となり、平成16年度から、日常生活支援事業として実施予定。)</li> </ul>
2 ウ．母子会の組織化の促進	仕事や家事、育児に追われがちなひとり親家庭同士の交流を深めるため、母子会の組織化を促進し、自主活動や互助活動への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの変化 (母子世帯となった状況は異なっており、その組織化は多種多様なニーズから困難となっている。)</li> </ul>
3 オ．日・祭日保育及び乳幼児の病気回復期の保育の研究	勤務形態の多様化に合わせ、日・祭日の保育や乳幼児の病気回復期の保育について研究します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日・祭日の保育実施については給食・保育士の配置等の課題もあり未実施。 (病後児保育は平成16年度から実施予定。)</li> </ul>
3 イ．障害児の放課後児童健全育成事業参加促進	障害がある児童とない児童が身近な地域で共に健やかに成長できるよう、放課後児童の健全育成事業に障害児を可能な限り受け入れるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員枠以上の一般放課後児童会入会児童を受け入れており、その中での障害児の指導育成は懸案事項も多く困難な課題となっている。 (受け入れ基準の設定、指導員の確保、予算)</li> </ul>
3 ウ．企業等による子育て支援への取り組み促進	企業等に対して、仕事と育児が両立できるよう事業所内保育所や複数事業所による共同保育所の設置等、子育て支援の取り組みを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長引く不況により、企業の負担となる共同保育の設置については難しい状況となっている。</li> <li>・事業所内の保育を止めている状況もあり、本市の認可保育所の利用を求められている。</li> </ul>

4 イ．子育てサークルのネットワーク化の促進	地域子育て支援センターや児童館において、子育てサークルの活動の場を確保し、育成指導するとともに、そのネットワーク化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の場を確保し、育成指導は行っている。</li> <li>・子育てサークルのネットワーク化については、未実施。 (保護者の志向も変化、組織に加入したくない等)</li> </ul>
4 ウ．幼稚園の設置促進	幼稚園のない地域に幼稚園の設置を促進するとともに、保育所等との合築や公設民営の方法等についても研究します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人等による実施主体が見当たらない。</li> </ul>
4 エ．小学校における情報教育の推進	小学校における情報教育を推進するため、教育用コンピュータ機器の計画的配置に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧整備計画の配置基準は満たしているが。新整備計画においては未整備。</li> </ul>
5 エ．冬の通学路の確保	冬季に子どもが安心して外出できるように、歩道の除雪や通学路の確保を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には歩道の除雪や通学路の確保をしているが、積雪状況により支障をきたすこともある。</li> </ul>
5 エ．全天候型ドーム施設の活用による児童の健全育成	四季を通じて子どもが気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう全天候型ドーム施設を活用し、児童の健全育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地条件等の環境 (サッカースポーツ少年団、野球少年団等による利用は行っている。交通条件が悪い)</li> </ul>
5 ア．自主防災組織の設置促進	災害時に地域住民が協力して防災活動を行えるように、自主防災組織の設置を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・80町内会全部の設置は困難であるが、平成14年度で75%を達成。</li> </ul>

### 3 ニーズ調査の実施概要

#### (1) 調査の目的

- ・子育てや子どもの教育環境・生活環境に関する意識、保育の実態、子どもの生活実態、今後の施策ニーズなどを把握し、本行動計画を策定するための基礎資料とする。
- ・また、保育サービスや放課後児童会など特定の事業については、ニーズ量を推計することが必要であることから、調査項目には、国が示すモデル調査票に準じた項目を含めている。

#### (2) 調査対象と実施時期

- |       |  |
|-------|--|
| 就学前児童 | 対象：1,000人（保護者回答）<br>方法：住民基本台帳から無作為抽出し、郵送による配布・回収<br>時期：平成15年12月中旬～平成16年1月上旬          |
| 小学校児童 | 対象：615人（保護者回答）<br>方法：市内10校の2年生と5年生から各1クラス抽出し、学校を通じての配布・回収<br>時期：平成15年12月上旬～下旬        |
| 中学校児童 | 対象：160人（本人・保護者回答）<br>方法：市内5校の2年生から各1クラス抽出し、学校を通じての配布・郵送回収<br>時期：平成15年12月中旬～平成16年1月上旬 |

### (3) 調査内容

調査項目	就学前児童	小学校児童	中学校生徒 (本人)	(保護者)
・保育サービスの利用状況	問2			
・保育サービスの利用希望	問3			
・病後時等、預かりに関する状況・希望	問4			
・放課後児童会の利用状況		問2		
・放課後児童会の利用希望		問3		
・一時的な預かりに関する状況・希望	問5	問4		
・子どもの生活実態		問5	問2	
・結婚や子どもを持つことに関する意識			問3	
・近所の人との関わりの状況・意識			問4	
・子育てに関する意識	問6	問6		問2
・子育てに関する支援機能の利用状況・希望	問6	問6		
・子どもの健康に関する意識	問7	問7		
・市内の教育環境に関する意識	問8	問8		問3
・市内の生活環境に関する意識	問9	問9		
・仕事と育児の両立に関する意識	問10	問10		問4
・子ども同士が交流するなどの場について		問11		問5
・地域内の団体・集まり等への参加状況・意向	問11	問11		問5

### (4) 回収結果

就学前児童：人（回収率：％）

小学校児童：人（回収率：％）

中学校生徒：人（回収率：％）